

# 竹島の日

T A K E S H I M A

## 条例制定5周年記念誌

竹島

かえれ 島と海

# 竹島の日 5周年を迎えて

島根県知事 溝口 善兵衛



平成17(2005)年3月に「竹島の日を定める条例」が、島根県議会において議員提案により制定されてから、平成22(2010)年2月で5回目の「竹島の日」を迎えることとなりました。

これまで、竹島問題の解決に向けた取り組みに、多くの皆様方にご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、県では、条例制定にいたる経緯や制定後の県内外の動き、これまでの竹島問題の研究成果などを取りまとめ、竹島領土権の確立に向けた新たな一歩とするため、『竹島の日5周年記念誌』を発刊することといたしました。

本来、領土問題は国家間の問題であり、竹島問題は日韓両国の外交努力により平和的に解決すべきものであります。そこで、島根県は国に対して、長年にわたって、竹島の領土権の確立のための外交努力の必要性を強く訴えてまいりましたが、何ら具体的な進展が見えない状況にありました。「竹島の日条例」は、そうした中にあって竹島問題の風化が危惧されたことから、国民世論を喚起し、国の取り組みを促したいという県民の切なる願いにより制定されたものであります。

条例制定後、島根県では、関係団体とも連携し、国に対して、政府間交渉を粘り強く行うことや、日本内外で竹島問題について正しい理解が進むようになるための取り組みを行うことなどを強く訴えてまいりました。

その結果、平成18(2006)年6月に、衆参両院で「竹島の領土権確立に関する請願」が採択されました。また、平成20(2008)年には、外務省が竹島問題に

関する啓発パンフレットを10カ国語で作成し世界各国に配布、さらには文部科学省の中学校社会科の学習指導要領解説に「竹島」が記載されるなど、国内外に向けて理解を求める努力がなされるようになりました。

また、島根県では、竹島問題に関して、歴史資料等に基づき、客観的、実証的な議論が行われるようにするため、県内外の専門家による「竹島問題研究会」を設置し、竹島問題の歴史的な経過を中心に研究を進め、日韓両国の主張を体系的に整理しました。研究の成果は、現在、竹島問題研究の基礎文献として活用されており、日韓の研究者によるシンポジウムも開催されるようになりました。現在も、より多様な研究者による幅広い研究が進められております。

なお、条例の制定以降、島根県の姉妹提携先である韓国慶尚北道との自治体間交流は、残念ながら中断されたままとなっております。私どもは、当初から自治体間の交流は領土問題と切り離して進めていくべきであると考えており、今後とも幅広い分野で日韓間の交流を呼びかけていく考えであります。

竹島問題の解決には、国民の皆様の理解や世論の盛り上がりが不可欠ですが、県内外の民間団体の皆様による自主的な取り組みも広がりつつあり、深く感謝申し上げます。

一日も早い竹島問題の解決に向けて、私どもは今後とも積極的に取り組んでまいります。引き続き、皆様のご支援とご協力を心よりお願い申し上げまして、ご挨拶といたします。

平成22(2010)年2月

## 竹島の日を定める条例

平成17年3月25日  
島根県条例第36号

竹島の日を定める条例をここに公布する。

### 竹島の日を定める条例

(趣旨) 第1条 県民、市町村及び県が一体となって、竹島の領土権の早期確立を目指した運動を推進し、竹島問題についての国民世論の啓発を図るため、竹島の日を定める。

(竹島の日) 第2条 竹島の日は、2月22日とする。

(県の責務) 第3条 県は、竹島の日の趣旨にふさわしい取組を推進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

附 則 この条例は、公布の日から施行する。



●「竹島の日」を定める条例が島根県議会本会議で可決、成立した(2005年3月16日)

## 目次 Contents

島根県知事ごあいさつ	1	将来展望	16
条例文	2	関係者の声	17
竹島問題の主要論点	3	細田重雄竹島領土権確立議連会長インタビュー	19
「竹島の日」制定の経緯とその後の動き	6	下條正男拓殖大教授特別寄稿	20
竹島問題研究会	11	条例制定当時を振り返って	
広がる民間研究の輪	13	上代義郎竹島領土権確立議連幹事長	21
動き出した国	15	竹島関連年表	22

# 竹島問題の主要論点

竹島問題研究顧問 杉 原 隆

竹島領有権紛争は1952(昭和27)年1月、韓国がいわゆる李承晩ラインを一方的に引き、竹島を自国領に取り込んだことから始まる。その後、日本政府の再三にわたる抗議にもかかわらず、韓国は実力支配を強化し続けている。

私たちは、島根県知事の委嘱を受け、竹島問題研究会として2005(平成17)年6月から約2年間活動し、その後は島根県のホームページ上に個々の研究成果などを発表してきた。

日韓両国の主張などを整理するに当たり数々の論点が生じてきた。その中でも、領有権主張に重要な論点を、新たに発見された資料などにより紹介してみたい。

## 1 安龍福と元禄竹島一件について

1618(1625とする説もある)年に幕府の許可を得た鳥取藩米子の大谷、村川両家は以後、およそ70年間近く毎年漁労活動のため鬱陵島に渡っていた。そして、その航海の途中、竹島でも漁をしていた。

ところが、17世紀末の元禄時代に、鬱陵島を巡り、江戸幕府と朝鮮との間で領有権紛争が発生した。その際登場する安龍福なる人物の活躍によって、鬱陵島と竹島は朝鮮領となったと韓国側は主張している。

しかし、記録に残っている安龍福の言動には不可解なことが多く、その証言の信ぴょう性は疑わしかった。

ところが、2005年に隠岐郡海士町の旧家で発見された古文書「元禄九丙子年朝鮮舟着岸一卷之覚書」の記述に関し、韓国側が「安龍福の陳述の信ぴょう性は高くなった」と発信したことから、安龍福の言動をめぐり、その真偽についての論争がにわかににぎやかになった。

この文書は1693(元禄6)年に、鬱陵島(当時の日本名「竹島」)で漁をしていて日本に連行された朝鮮人安龍福が、1696(元禄9)年に仲間10人と再び隠岐に現れたときに、隠岐で彼らが語ったことや所持品などを書き取



●村上家古文書  
「元禄九丙子年朝鮮舟着岸一卷之覚書」の表紙

り、隠岐を統治していた天領の大森銀山代官所に報告した文書の写しである。

その中で安龍福は、「朝鮮江原道内に竹島と松島という島があり、竹島は鬱陵島、松島は子山島のことである」と語ったと記録されたことが問題になった。

子山島とは朝鮮の古い文献にも登場する于山島のことである。それが日本人が松島と呼んでいた現在の竹島であり、当時から竹島が韓国領であったことを立証する重要な文書だというのである。

安龍福は所持してきた「八道の図」を見せてそのような主張をしたとされる。そこで、私たちは「新增東国輿地勝覧」に載る当時の八道総図をはじめ数多くの朝鮮古地図を調べた。

その結果、この時代の古地図では、于山島という島は鬱陵島と朝鮮半島との間に書かれたものばかりであった。

したがって、安龍福が示した「八道の図」も同様で、その地図に記載された于山島が鬱陵島から南東92キロにある現在の竹島と一致するとは思われない。

なお、安龍福より後の時代の韓国地図では、鬱陵島のすぐ近くの東方に「于山島」や「所謂于山島」と記された島を描くものがあるが、この島は鬱陵島の東2kmにある現在の竹嶼のことと思われる。



●「新增東国輿地勝覧 八道総図」

こうしたことから、我々は前記の発言は、安龍福が、1693(元禄6)年に日本に連行され、隠岐、米子、鳥取で過ごす間に日本人の漁師や大谷、村川家の関係者等から得た日本の竹島、松島に関する情報を自国の朝鮮八道図の江原道の2つの島に結びつけたものであり、現在の竹島と于山島とは一致しないと考える。

安龍福は空島政策がとられていた鬱陵島に国禁を破って渡ったものであり、帰国後取り調べを受けた。しかし、その供述が「日本人を追い払った」など勇壮なので、後にこれが独り歩きして、「英雄」に仕立て上げられたものと思われる。

なお、「元禄九丙子年朝鮮舟着岸一卷之覚書」は内田文恵による読み下し文が竹島問題研究会の中間報告書に収録されている。

## 2 中井養三郎の「りやんこ島の領土編入並びに貸下願」

隠岐の中井養三郎が1904(明治37)年に政府に上記の願いを提出したことが、翌1905(明治38)年1月の竹島領土編入閣議決定の契機となったことは周知のとおりである。

その願いには、「本島は領土所属定まらずして……何卒速に本島をば本邦の領土に編入相成、之と同時に、向こう10カ年間私議へお貸し下げ相成りたく」と記されている。

しかし、奥原碧雲の著『竹島及鬱陵島』には中井養三郎が竹島を朝鮮領と考えて、朝鮮政府に貸し下げを申請しようと考えたことがあると記されている。

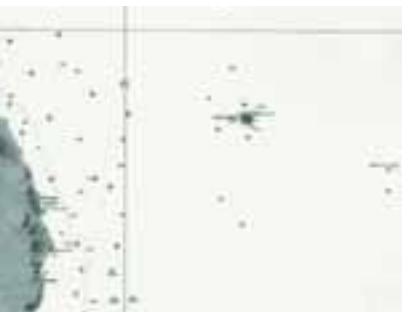
2006(平成18)年11月、私たちは鬱陵島の調査旅行をした後、大邱で韓国の研究者と竹島問題について意見交換をしたが、韓国の研究者から度々「中井養三郎が竹島は朝鮮領といっている」という発言があった。な

ぜ中井養三郎が竹島を朝鮮領かもしかないと考えたか、長い間不明であった。

2006(平成18)年10月、奥原碧雲氏の三男である奥原秀夫氏が、父の書斎から出て来たと「竹島経営者中井養三郎氏立志傳」と題する碧雲自筆の原稿綴りを届けて下さった。表紙に明治39年5月20日と日付が記されている。同年島根県が中井養三郎、奥原碧雲を含む45名の調査団を竹島と鬱陵島に派遣したが、調査の間行動を共にして中井養三郎から聞き取ったことをまとめたものである。その原稿の中に、貸し下げ出願の理由について中井は、「…制限捕獲の必要を感じ、加うるに、海図によれば、全島は朝鮮の版図に属するを以て、一旦外人の来襲に遭うも、これが保護をうくるの道なきを以て」としている。竹島を朝鮮領かもしかと思った理由が、中井が見た海図であったことが記されている。この海図とは刊行年から判断して、1896(明治29)年4月日本海軍水路部が作成し発行した『朝鮮全岸』だと思われる。

『朝鮮全岸』には確かに「鬱陵島(松島)」「リヤンコールド岩」が記されている。リヤンコールド岩とはリヤンコ島であり、今の竹島である。中井は、『朝鮮全岸』という題の海図に同島が掲載されていたから朝鮮領だと思ったのであろう。

しかし、海図は船の航行の安全のため対象地域にある島嶼や海岸線、水深などの情報を記載する地図であって、●「朝鮮全岸」の鬱陵島、リヤンコールド岩拡大図



領土の範囲を示すものではない。現にこの海図には日本の対馬や九州、山口県の見島、島根県益田市の高島も書かれている。

したがって、中井養三郎は『朝鮮全岸』という表題により竹島が朝鮮領と誤解したのである。この誤解は、中井が上京し、海図の発行者である海軍水路部長と面談することで解消された。

なお、「竹島経営者中井養三郎氏立志傳」は竹島問題研究会最終報告書に収録されている。

### 3 サンフランシスコ平和条約と竹島

終戦時に受諾したポツダム宣言第8項では日本国の大権の範囲につき、本州、北海道、九州、四国以外の島は連合国が決定するとされていた。

1945年9月2日、降伏文書の調印により、連合国による占領が始まった。

1946年1月連合国最高司令官総司令部(GHQ)の指令が出され、竹島に対する日本の行政権が停止された。また、同年6月の指令では、日本の船舶は、竹島から12マイル以内に近づいてはならないとされた(マッカーサーライン)。

しかし、いずれの指令も日本の領土に関する連合国最終決定ではないと明記されていた。日本の領土の決定は、サンフランシスコ平和条約で行われた。

米英の協議を経て、1951年6月14日付で成立した平和条約の改訂米英共同草案では、日本は「済州島、巨文島、鬱陵島を含む朝鮮」を放棄するとされた。



●1951年9月8日サンフランシスコ平和条約に署名する吉田茂首相(当時)。条約では竹島は日本が保持する領土とされた(共同通信社提供)

この草案に対し、韓国政府は同年7月19日付で、日本が放棄する領土に「独島」を加えるよう修正を求めた公文を米国のダレス国務長官顧問に提出した。この要求に対し、米国政府は、8月10日付でラスク極東担当国務次官補が韓国大使宛に文書で回答した。回答では、「独島又は竹島ないしリアンクール岩として知られる島に関しては、我々の情報によれば朝鮮の一部として取り扱われたことが決してなく、1905年ころから日本の島根県隠岐支庁の管轄下にある。この島は、かつて朝鮮によって領土主張がなされたとは思われない」として、韓国の修正要求を明確に退けた。いわゆるラスク書簡である。

この改訂米英草案の朝鮮放棄条項が最終的に「サン

フランシスコ平和条約」第2条(a)項となり、1951年9月8日に調印、翌52年4月28日に発効し、竹島は日本の領土であることが確定した。

しかし、李承晩ライン設定後、日本と韓国との間で論争が展開された。当時、米韓以外にラスク書簡の存在は知られていなかった。韓国は、竹島(独島)は鬱陵島の属島であるから、鬱陵島の放棄を規定した平和条約の条項により竹島(独島)も韓国領と認められているとも主張した。

一方、韓国は、同じ1951年7月19日の公文の中で、日本漁船の操業範囲を制限したマッカーサーラインの存続も要求したが、これはダレス顧問に言下に拒否された。

このように、韓国は平和条約の発効を目前とした1952年1月に李承晩ラインを設定し、一方的な行為によって国益を維持しようとしたものと解される。

竹島問題は、解決の糸口すら見いだせないまま推移し、日韓両国の国交を正常化した1965年6月22日の日韓基本関係条約等の締結に際しても解決されず、今日まで両国間の領土紛争として存続しているのである。

なお、李承晩ライン設定以後韓国が行っている警備隊の駐屯、灯台設置などの行為は紛争発生後の行為であり、国際法上の実効的支配の証拠にはならない。

(3)の記述は、竹島問題研究会最終報告書に収録「サンフランシスコ平和条約における竹島の取り扱い」等によって構成した。

*or final renunciation of sovereignty by Japan over the areas dealt with in the Declaration. As regards the Island of Dokdo, otherwise known as Takeshima or Liancourt Rocks, this normally uninhabited rock formation was according to our information never treated as part of Korea and, since about 1905, has been under the jurisdiction of the Okinawa Branch Office of Shimane Prefecture of Japan. The island does not appear ever before to have been claimed by Korea. It is understood that the Korean Government's request that "Takeshima" be included among the Islands named in the treaty as having been renounced by Japan has been withdrawn.*

●条文作成の過程で、竹島を日本領土から除外するよう求めた韓国に対して、1951年8月10日付で、日本領であるとした米国の回答文書。ラスク国務次官補名で出された(コピー)

# 「竹島の日」制定の経緯とその後の動き

2005年3月、島根県は竹島(韓国名・独島)の県編入100周年を機に「竹島の日」を定める条例を制定した。その足掛かりとなったのが、竹島の領土権確立を目指し、島根県議会の有志が2002年10月に発足させた超党派の「竹島領土権確立島根県議会議員連盟(竹島議連)」。野津浩美県議(当時)、上代義郎県議らを発起人に、1人を除く40人が参加した。会長に就任した細田重雄県議は設立総会で、「政府に対し、竹島問題を日韓の外交交渉の場に乗せ、毅然とした態度を取るよう求めるとともに啓もう活動を続け、領土権を確立したい」と決意を表明した。

当時表面化した、竹島を国立公園に指定しようとする韓国の動きへの危機感が、竹島議連発足の直接的な要因だが、県が毎年、最重点要望に掲げて働き掛けながら、対応の鈍い日本政府に積極的な取り組みを促したいという強い思いと、1997年を最後に途絶えていた「竹島・北方領土返還要求運動島根県民大会」を再開し、県民への啓発活動に取り組まねばならないという責務が背中を押した。

## 盛り上がる県民大会

竹島議連の発足を受け、2003年11月に島根県西郷町(現隠岐の島町)で開かれた6回目の県民大会は、大きな盛り上がりを見せた。

竹島・北方領土返還要求運動島根県民会議や島根県、隠岐島町村会などで組織する実行委員会が主催し、自民党的青木幹雄参院幹事長、細田博之官房副長官(ともに当時)ら県選出の国会議員をはじめ、西日本8府県の漁業関係者、地元の首長、住民、小中高校生らが



●竹島の領土権確立を求めて、アピールする岸宏県漁連代表理事長(中央)と五箇村久見地区的漁業関係者=2003年11月15日・島根県西郷町(現隠岐の島町)栄町、町総合体育館

出席。その数は約2千人に達した。

大会宣言では「竹島の領土権を確立しようとする韓国側の動きに、日本政府の毅然たる対応を望む」「竹島の所在地・五箇村(現隠岐の島町)を領土権確立の原点と考え、隠岐島を発信地とした国民運動の力強いうねりを全国に展開させる」などと訴えた。

## 条例案を議員提案

竹島の領土権確立に向けた機運が高まりを見せる中、さらなる啓発を図ろうとする動きが加速する。

2005年の2月定例県議会。2月22日を「竹島の日」と定める条例案が、議員提案で提出された。2月22日は、日本政府が1905年に閣議決定で「竹島」と正式に命名し、島根県に編入したのに伴い、県が告示した日。それからちょうど100周年的節目を迎えることから、県議38人のうち35人が連名で提出。提案者を代表して細田議員は「国で竹島の日が制定されるまでの間、本県において2月22日を竹島の日とし、県民と国民の理解と関心を深める取り組みを行う」と条例案の提案理由を説明した。



●竹島の日を定める条例案を起立表決する島根県議会議員=2005年3月16日・松江市殿町、県議会議場

## 竹島の日条例が成立

県議会最終日の2005年3月16日、条例案は、本会議で可決、成立した。宮隅啓議長と欠席の1議員を除く36人で起立採決を行い、33人が賛成、2人が反対、1人が退席して棄権した。条例成立を受け、条例案を共同提出した竹島議連は政府に対し、竹島問題を所管する組織設置や国による「竹島の日」制定、国際司法裁判所への提訴などを要請する考えを表明した。

だが、韓国側は条例制定に猛反発。1989年に島根県と姉妹提携を締結した韓国・慶尚北道の李義根知事（当時）は「警告にもかかわらず、妄動を犯したことは友好・信頼関係を維持する意志がないと見る」との声明文を出し、島根県との断交を通告。「独島に対する侵略行為」と条例を批判した。

これに対し、澄田信義・島根県知事は「竹島は歴史的にも、国際法上からも、わが国固有の領土」と強調した。その上で「冷静に理解し合う関係が必要だ。培ったチャンネルを使い、親善関係の継続を訴えたい」とし、冷却期間後に交流再開への糸口を模索する姿勢を示した。竹島議連の細田重雄会長も、条例の意義を強調した上で、

竹島問題の早期解決に向け「冷静かつ、平和的に話し合うことが近道。真の親善が図れるよう、国、県と力を合わせたい」と話した。

## 初の「竹島の日」

条例制定後、初めての「竹島の日」を迎えた2006年2月22日、島根県や県議会が松江市の県民会館で、竹島の領有権の早期確立に向け、記念式典とフォーラムを開いた。澄田知事らは、1952年の李承晩ラインの一方的な宣言以降、韓国が実力支配を続け、漁業面でも



●条例制定から初めての「竹島の日」を迎えて開いた記念式典=2006年2月22日・松江市殿町、島根県民会館

深刻な被害が出ていたながら、進展のない領有権問題を、外交交渉で平和的に解決する必要性を強調した。同時に、交流は分離して、より促進するよう訴えた。

式典には約260人が参加した。県が案内状を出した外相や農水相、水産庁長官は欠席し、島根県関係の国会議員5氏は、代理出席や祝電を送るなどとどまった。

一方、会場の県民会館と県庁前では、韓国の市民団体が、条例撤回を求めてそれぞれ抗議活動を展開した。政治団体による街宣もあり、県警が250人態勢で警戒に当たった。

## 衆参両院に請願提出

初めての「竹島の日」から3ヵ月後の2006年5月、県議会などは再び動いた。

竹島議連は竹島・北方領土返還要求運動島根県民



●竹島領有権確立を求める請願を提出するため、国会に入る関係者=2006年5月31日・東京、永田町

会議とともに、竹島の領土権早期確立と政府内の所管組織設置や啓発活動を求める国会請願を、衆参両院に提出した。県民会議の倉井毅会長（島根県議会議長、当時）、議連の細田重雄会長らが国会内で、青木幹雄参院自民党議員会長（当時）ら県選出国会議員に、2万7千171人分の署名を手渡して趣旨を説明。青木会長らは衆参一体で支援する考えを示した。

請願は6月、衆参両院の本会議で起立採決され、賛成多数でそれぞれ採択された。

ただ、安倍晋三官房長官（当時）が本会議後の会見で、島根県などが強く求めている竹島問題の広報・啓発組織設置は「日韓両国が感情的にならないという観点から、総合的に判断したい」と慎重な姿勢を示したように、その後、組織設置に向けた具体的な動きは見られない。



●全国知事会「松江会議」で地方分権の在り方などについて説明する会長の麻生渡福岡県知事（前列左から3人目）。右端は開催県の澄田信義島根県知事=2006年7月12日・松江市学園南1丁目、ぐにびきメッセ

また、続く7月には、松江市で開かれた全国知事会議で、澄田知事が提案した竹島の早期領有権の確立に向け、政府に対し国際司法裁判所への提訴を含めた外交交渉などを求める緊急声明を全会一致で採択した。

## 県民への啓発活動進む

「竹島の日」条例制定を受け、県民への啓発活動は進んでいる。島根県は2005年6月、日韓両国の主張の論点を整理するため、「竹島問題研究会」を発足させた。2回目の「竹島の日」を終えた2007年4月には、松江市の県庁に隣接する旧県立博物館内に、竹島関連の文書や古地図などを展示する竹島資料室を開設した。



●竹島資料室で、竹島渡航経験のある吉岡博さんから説明を受ける澄田信義  
島根県知事(当時・右)=2007年4月19日・松江市殿町

資料室のオープニングセレモニーで、「かえれ島と海」の文字が書き添えられた資料室の看板を除幕した澄田知事は「国内で初となる竹島関連資料の常設展示施設。竹島問題に対する国民世論の高まりに応えて設置が実現した」と紹介し、「資料室を活用することで県民の関心と理解をより深め、問題解決につなげたい」と述べた。

資料室では、竹島問題研究会の研究成果や、竹島関連の書物、県が所蔵する公文書などを公開しているほか、明治以降の竹島渡航や、竹島の島根県編入のきっかけを作った隠岐の水産業者・中井養三郎の関連資料など、テーマを設定して特別展を開き、竹島問題への関心を高めている。

また、3度目の「竹島の日」を迎えた2008年2月には、県都・松江の玄関口となるJR松江駅前に、「竹島かえれ島と海」「竹島は我が国固有の領土です」などと表示した広告塔を設置した。県外からの観光客にも、竹島問題をアピールしている。

## 民間団体の動きも活発

島根県や県議会が中心に見える啓発活動だが、竹島・北方領土返還要求運動島根県民会議のほかにも、民間団体の精力的な動きは見逃せない。

県内を中心に全国の有志でつくる「県土・竹島を守る会」は毎年、「竹島の日」を前にJR松江駅前で街頭活動を行い、早期解決を訴えているほか、支援の輪を広げようと、県外で行われるイベントにも積極的に参加してきた。会員数は現在1000人を超え、県外の会員は東京や大阪などで独自の活動を展開している。



●竹島問題の早期解決を訴える県土・竹島を守る会のメンバー  
=2008年2月17日・松江市朝日町・JR松江駅前



●連合中国ブロックなどが主催した「竹島の領土権確立を求める集い」。  
竹島に渡航した経験のある八幡尚義さん(左)が当時の様子を紹介した  
=2007年8月25日・島根県隠岐の島町、五箇生涯学習センター

また、連合中国ブロックは、島根県などとともに2007年8月、隠岐の島町で「竹島の領土権確立を求める集いIN隠岐」を開催した。1954年に竹島へ渡り、ワカメ漁をした八幡尚義さんに当時の様子を語ってもらい、政府に竹島問題を所管する組織の早急な設置を求める集会アピールを採択した。

以後毎年「竹島の領土権確立を求める集い」を開催し、県内外で理解が広がるよう活動している。2007年には連合長崎の招きにより、島根県の杉原隆・竹島問題研究顧問が講演した。



●竹島問題を啓発する広告塔を除幕し、拍手する関係者=2008年2月20日・松江市朝日町、JR松江駅前

このほか、日本青年会議所（JC）中国地区島根ブロック協議会は、竹島問題の啓発用VTRを自主制作し、2008年7月からインターネット動画共有サイトで公開するほか、島根県が製作した啓発用ポスターを全国のJC組織に配布した。2009年にJCは「私たちの領土：いえは私たちで守ろう」100万人署名活動を全国で展開し、内閣総理大臣に提出した。2009年9月には熊本県天草本渡青年会議所の招きにより島根県の総務課長などが「領土セミナー」講演会の講師を務めた。

# 竹島問題研究会

## 鬱陵島を視察

竹島問題の幅広い啓発を目的に、島根県が「竹島の日」条例を制定したのが2005年3月。その3ヶ月後、県は、竹島問題の歴史的事実を検証し、日韓両国の主張の論点を整理するため、10人の研究者で組織する「竹島問題研究会」を発足させた。

2007年3月末で活動を終えるまで、計13回にわたって会合を開催した。2006年11月には、竹島の北西92キロにあり、歴史的にもかかわりが深い韓国・鬱陵島<sup>うつりょうとう</sup>を視察した。韓国側が独島の古い名前として主張する「于山島」について調査するのが大きな目的だった。



●遊覧船から鬱陵島の地形を確認する下條正男座長（右から2人目）ら竹島問題研究会のメンバー=2006年11月3日・韓国、鬱陵島沖

「陸島外図」の正確性も確認。現在の竹島の位置には独島は描かれておらず、下條氏は「当時、韓国側が独島を認識していなかったのが明らかになつた」と位置付けた。

●遊覧船から見える竹嶼。研究会は「所謂于山島」を、竹嶼と位置付けた=2006年11月3日・韓国、鬱陵島沖



## 韓国側研究者と意見交換

4人は視察の最後に、慶尚北道・慶山市にある大邱대학교へ移動し、韓国側の研究者6人と、非公式ながら意見交換した。

ところが、意見交換と言っても、韓国側は下條氏のあいさつを遮り、冒頭から矢継ぎ早に質問攻め。加えて、意見交換はすべて韓国語だった。研究会で韓国語を話せるのは下條氏のみで、事実上「1対6」の論争となり、取材していた韓国の新聞社は「韓国側の質問にじたばたする研究会」と、翌日の紙面で意見交換の様子を紹介した。

表面上は研究会側の“完敗”に映るが、下條氏は、それまで日本との領土問題はないとしていた韓国側と、



●韓国側の出席者と意見交換する竹島問題研究会のメンバー（奥）=2006年11月5日・韓国慶山市、大邱대학교

視察したのは、研究会の下條正男座長=拓殖大教授ら4人。18世紀中期に朝鮮で作成された「鬱陵島図」に着目し、鬱陵島の東側に描かれた「所謂于山島」が、韓国側が主張する独島かどうか、遊覧船で鬱陵島周辺を巡って確認した。

その結果、島や岩礁、川の位置がほぼ正確に記載されていることを確認。位置的に于山島は独島ではなく、鬱陵島の東側2キロにある南北700メートルの細長い島の竹嶼であると確認できた、とした。

また、1882年に朝鮮王朝が作成させた「鬱

非公式ながら同じ土俵に上がり、相手から「次回もやりましょう」という言質を取ったことを評価した。

この参加者による意見交換会は、それ以降開かれていないが、この意見交換を契機に、日韓の研究者らが同席する会合も開かれるようになった。

## 最終報告書を溝口知事に提出

2年近い研究活動の末、竹島問題研究会が最終報告書をとりまとめ、下條座長が2007年5月、就任間もない溝口善兵衛・島根県知事に提出した。日韓両国に残る古文書や古地図などを読解し、史実を明らかにすることで、竹島を自国領とする韓国側の主張に根拠は見いだせない、とする結論を導き出した。

最終報告書は資料編を含め計350ページに及び、委員9人の研究成果を収録。2006年5月に提出した中間報告書は、日韓の主張を対比する論点整理が中心だったが、最終報告書では韓国側の主張の論拠を研究し、史実に照らして矛盾点を突いた。

このうち、韓国側が「明治政府の最高機関だった太政官が、竹島を日本領と認めていなかった証拠」とする1877年の太政官決定文書については、「竹島（現在の鬱陵島）と、ほか一島は日本と関係なし」とする決定文書の該当部分の前後を解読した。「ほか一島」も鬱陵島のことが記載されており、現在の竹島のことではないと



●溝口善兵衛知事（左）へ最終報告書を提出する下條正男座長（中央）。右は杉原隆副座長=2007年5月28日・松江市殿町、島根県庁

し、韓国側の解釈の誤りを指摘した。

また、韓国側が独島の古い名前とする「于山島」は、研究会のメンバー4人が2006年11月に行った鬱陵島視察を踏まえ、位置的に竹島ではなく、鬱陵島の東側2キロにある竹嶼と断定。韓国側が主張する「于山島=独島」説を一蹴した。

このほか、韓国では、日本に渡航して鳥取藩と江戸幕府に鬱陵島と現在の竹島を朝鮮領と認めさせたとして英雄視されている朝鮮の漁民、安龍福の証言についても言及。古文書「儀竹島事略」「竹島紀事」を初めて読解することで、史実とされてきたことの誤りを指摘し、安龍福の証言の信ぴょう性を否定した。

## 竹島問題研究の基礎資料

下條座長から「竹島問題を研究する上で基礎資料ができた」と報告を受けた溝口知事は、「最終報告書を多くの人に読んでもらい、関心を高めてほしい」と述べた。

最終報告書は2008年10月に増刷され、全国の都道府県立図書館、大学等や一般の方にも配布され、竹島問題の研究に活用されている。

研究会の活動は、最終報告書の提出をもって、ひとまず終了。2007年8月からは県のホームページ上の「Web竹島問題研究所」で研究会の8人を含む16人の研究所スタッフが研究成果を発表したり、外部から寄せられた

意見などに回答する画期的な取り組みを始め、注目を集めている。

「Web竹島問題研究所」での活動内容は、「竹島問題に関する調査研究報告書」（平成19年度）（平成20年度）として印刷され、最終報告書と同様、多方面に配布されている。

# 広がる民間研究の輪

## 中井養三郎立志伝見つかる

「竹島の日」条例の制定後、竹島に関する文献や古地図などが、島根県内で相次ぎ見つかった。

文献で特筆されるのが、竹島が1905年に島根県に編入されるきっかけをつくった隠岐の水産業者、中井養三郎（1864～1934年）から領土編入の申請経緯を聞き取った「竹島経営者中井養三郎氏立志伝」だ。松江の郷土史家・奥原碧雲（1873～1935年）が編入翌年の1906年3月、竹島に渡った中井に同行して聞き取ったもので、碧雲の三男奥原秀夫さん=松江市岡本町=が自宅に残る書斎を整理して見つけた。



●奥原秀夫さん宅で見つかった「竹島経営者中井養三郎氏立志伝」

それによると、中井は海図を見て竹島を朝鮮領と認識し、漁獵権を独占するため竹島の貸し下げを朝鮮政府に請願することを決意。しかし、竹島の所属に明確な証拠はなく、朝鮮人が管理した形跡はないと農商務省幹部から説明され、日本政府に領土編入を申請した。当時は日露戦争の最中に「外交上領土編入はその時期にあらず」と内務省から退けられたが、あきらめ切れず外務省幹部に相談すると「岩石編入のごとき小事件。領土編入は大いに利益あり」との援護を受け、竹島編入が実現した、と記している。

竹島問題研究会は、海図は航行の便宜のため

作られたもので領有権を示したものではないと主張。中井が竹島を朝鮮領と認識していたという韓国側の主張に反論した。

## 古地図も相次ぎ発見

さまざまな古地図も見つかった。鳥取市戎町の一行寺では、現在の竹島を表す「松島」と韓国・鬱陵島を示す「竹島」の間に、北前船の航路を描いた江戸時代後期の絵図「日本針図」の原図が保管されていた。

調査の結果、航路の線に沿って「松前工カヘル船冬分多ハ竹嶋松嶋ノ間ヲヒラク」という記述を確認。冬は下関（山口県）から松前（北海道）へ帰る船の多くが、竹島（現鬱陵島）と松島（現竹島）の間を通っていたことが判明し、北前船の船頭が、竹島を日本領と認識していたことが確認された。

また、島根県邑南町では、竹島を日本領として彩色した日本図が見つかった。中国の時代ごとの地図13枚を収録した地図帳「唐土歴代州郡沿革地図」（1857（安政4）年刊）に添付されていた、「亜細亜小東洋図」という東アジア図。水戸藩の地理学者、長久保赤水（ながくぼ・せきすい、1717～1801年）が作製した地図の改訂版で、東京の国立国会図書館が所蔵する初版本にも



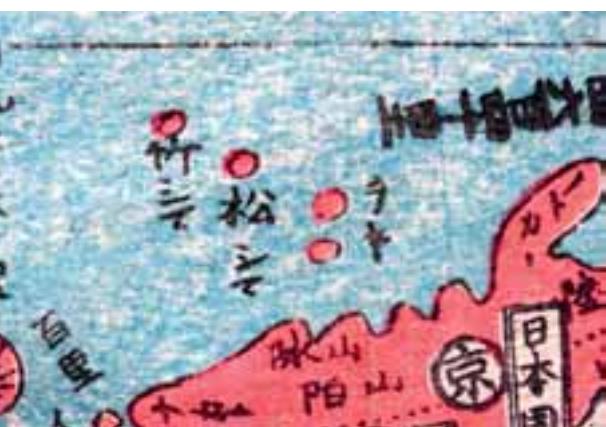
●「日本針図」の竹島に関する部分。下関からの航路の線に沿って「松前工カヘル船冬分多ハ竹嶋松嶋ノ間ヲヒラク」の文字があり、航路を示す赤い線が「竹嶋」と「松嶋」（右上）の間を通っている

同様の彩色があるのが判明。赤水が竹島を日本領と認識していたことが明らかになった。

その後、この「亜細亜小東洋図」について情報が寄せられ、山口県や出雲市からもデータの提供や調査への協力が得られた。

このほか、江戸時代に松島と呼ばれた当時の竹島の様子を精巧に描いた「松島絵図」の複写を、米子市立山陰歴史館が所蔵。絵図は当時、アシカ獵で松島へ渡海していた米子の町人・村川家が江戸時代に作製したとみられ、日本側が竹島を実効支配していたことを示す資料として関心を集めている。

また、隠岐の島町では竹島が記載された絵図・地図所有の情報があり、調査の結果、日本製の地図とともに多くの西洋製地図が確認された。これを機に西洋製地図への関心もたかまり、県内外から情報が寄せられている。



●島根県出雲市で見つかった1835（天保6）年版の「亜細亜小東洋図」の日本周辺部分。「ヲキ」と表記された隠岐島の北西にある、現在の竹島を示す「松シマ」（松島）と鬱陵島を示す「竹シマ」（竹島）に、日本領を表す茶色の彩色がある

## 米国研究者の発表に注目

島根県の竹島問題研究会が問題解決に向けて論点を整理し、最終報告書をまとめた一方、国内外を問わず、数多くの民間研究者が独自の視点で研究を進めている。

中でも大きな注目を集めたのが、2回目の「竹島の日」（2007年2月22日）を前に、韓国内で竹島問題について研究している米国人男性ゲリー・ビーバーズ氏が発表した韓国の古地図だった。

当時、ソウル市内の大学で英語教師を務めていたビーバーズ氏は、日本政府が竹島（韓国名・独島）を島根県に編入した1905年以前、韓国の文書や地図に独島の表記がなく、韓国側が独島の古名は古文献や古地図に記されている「于山島」と主張していることに着目した。

その上で、韓国側が竹島を自国領とする根拠を覆す資料として、竹島の北西92キロに位置する韓国・鬱陵島を描いたソウル大学奎章閣が所蔵する3枚の古地図を示した。

このうち、年代不詳の地図では、鬱陵島の東側に描かれた小島に「所謂于山島」「海長竹田」と記載されており、「海長」は竹の種類を指すとみられ、于山島は竹が生えない不毛の岩の塊の独島ではない、と指摘した。

また、1834年の地図については、韓国の距離の単位である10韓国里（1里は0・4キロ）の目盛りがあることに着目。于山島を示す「于山」は鬱陵島の東岸4キロで、距離的に独島ではなく、鬱陵島の付属島の竹嶋とした。

竹島問題に詳しい国立国会図書館の塚本孝参事（当時）は「韓国在住者ならではの調査に基づく新たな発見を含んでいる。特に『海長竹田』と書かれた地図は、于山が独島でない証拠として貴重」と評価した。

竹島が韓国領であるという主張を覆された格好の韓国の研究機関・東北アジア歴史財団は、年代不詳の地図は1711年に鬱陵島搜討官の朴錫昌が描いたものであると指摘した。その上で、鬱陵島の近くには、地図に描かれたような島々に相当する島がないとした上で、探査の過程で観察により描かれたというより、伝え聞いた話を基に描いたと推定されるとし、地図の信ぴょう性を否定することで反論した。

これに対し、ビーバーズ氏は早速、「財団は、問題の地図に于山島が竹が成長する島と記載されていることを無視して、論点をすり替えている」と批判。竹島問題研究会の杉原隆副座長も「論点のかみ合わない的はずれな反論だ」と酷評した。

# 動き出した国

## 詳細な地図やパンフ作成

竹島問題への機運が高まる中、島根県からの要望を受け、国もわずかながら動き出した。

2007年12月、国土交通省国土地理院が竹島の詳細な形状を表した2万5千分の1の地形図を刊行した。従来の地形図は、竹島の詳細な調査ができないため、概略の位置を示しただけだったが、新たに人工衛星画像を活用して作成した。東西2つの島から成る竹島を記載し、上部には所属先を示す「隠岐の島町」の文字が記された。国内の他の地形と同様に扱えるようになったことで、竹島が日本領土であることを、より明確にした。この測量結果を基に、翌年5月国土地理院は竹島の面積を0.21km<sup>2</sup>とした。

2008年2月には、外務省が竹島は歴史的、国際法的に日本固有の領土であると訴えたパンフレット「竹島問題を理解するための10のポイント」を作成、公開した。日本が古くから竹島を認識し、17世紀半ばには領有権を確立したと強調。1905年に島根県に編入し、領有の意思を示したと説いた。一方、韓国側の主張に対しては「古くから（同国が）竹島を認識していた」という根拠



●竹島の詳細な形状を表した国土地理院の地形図



●外務省が作成したパンフレット

# 将来展望

## 若い層への喚起が課題

島根県民の竹島問題への関心は、必ずしも高まっているとは言い難い。県の意識調査によると、竹島問題に「関心がある」としたのは、「大いに」「多少」を合わせ、調査を始めた06年が69・4%。07年は64・1%、08年は68・5%、09年は60・4%となっている。

2009年の結果を性別・年齢別に見ると、男性60歳代、70歳代以上で「関心がある」が70%を超えた平面、男性30歳代、女性の30歳代から50歳代では50%近くが「関心はない」と回答。若い層への喚起が課題となっている。



●島根県などが作成した竹島学習用の副教材

一方で、その助走となる取り組みは始まっている。県などが竹島問題への理解を深めてもらうため、これまでの竹島と島根県との関わりや問題の要点を映像でまとめたDVDを中心とした副教材を作成した。2009年度からこの副教材を活用し、県内の小学5年生と中学1年生、中学2年生を対象とした竹島に関する学習をスタートした。

小学5年生は社会科の1時間を使い、島根県は水産業を通して竹島と深い関わりがあったことをDVDによる画像で学び、中学1年生は地理の2時間で、1905年の閣議決定で竹島が島根県へ編入された歴史や、日韓が領有権を主張するようになった経緯を教わり、中学2年生で水産業に関連して竹島問題を学ぶ。

既に竹島を所管する隠岐の島町においては、独自に小中学生向けの副教材「ふるさと隠岐」を作成し、2007年度から授業で活用しているが、県全体で活用する副教材の作成は初めてである。

## 竹島問題を学ぶ講座

竹島学習の対象は、小中学生だけではない。県は2008年度、「竹島問題を学ぶ講座」を計9回開催した。竹島問題をめぐる日韓両国の争点、国際法の観点から見



●第1回の「竹島問題を学ぶ講座」で、領有権問題をめぐる韓国側の主張の誤りを指摘する杉原隆・竹島問題研究顧問=2008年6月・島根県立図書館

た論点などをテーマに、Web竹島問題研究所のスタッフなどが講師を務め、毎回40人前後の県民らが参加した。2009年度も8月以降で4回開催した。

県は2009年10月、竹島の領有権問題に関する学術研究をさらに進めるため、第2期の竹島問題研究会を設置した。前期同様、座長に拓殖大学の下條正男教授、副座長には県の杉原隆・竹島問題研究顧問が就任。前期ではあまり触れられなかった竹島をめぐる戦後の動向などを中心に研究を進め、2年後に報告書をまとめる予定だ。

研究会は翌11月、韓国側が竹島を自国領とする根拠の一つに挙げる、明治政府の最高機関だった太政官が1877年に出した決定文書について、韓国側の主張を覆す史料を見つけて発表した。今後も客観的、実証的な研究の成果が期待される。

# 関係者の声



## 松田 和久 氏 (隠岐の島町長・竹島領土権確立隠岐期成同盟会会長)

### —「竹島の日」制定から5周年を迎える感想は。

「竹島問題は北方領土と同様、主権国家の根幹に関わる問題だ。韓国との関係を重視する国の対応の中、島根県が議員提案で『竹島の日』を制定していただいた価値は、島民にとって大変大きいものだった。一方で県民会館を会場に毎年、記念行事が開かれているものの、解決に向けた具体的な進展はない。東京で大会を開くなど、地域の思いを国にしっかりと伝える新たな取り組みを考えねば、竹島問題が風化しかねないのではないかという懸念も抱いている」

### —竹島の早期領土権確立に向けた請願が国会で採択されて3年余り。政府の対応や国民の意識をどう感じるか。

「やっと、という感もあったが、国政で竹島問題が取り上げられたのは大きな前進だ。ただ、国同士の主張がぶつかり合い、一筋縄ではいかないのが領土問題。引き続き、国政の場で竹島問題をきちんと取り上げてもらうことが大事だ。さらに重要なのが、国民のコンセンサス。下條正男教授はじめ関係者の方が学術的研究を進めておられるが、その成果が多くの国民の皆さんに伝わり、竹島問題への理解を深めていただくきっかけになればと願う。竹島を通じ、領土問題への国民意識が高まるこども期待している」

### —問題解決に向けて何が必要か。

「以前から要望しているが、内閣府内に竹島を担当する部署を設けて頂きたい。問題解決のための窓口を政府に明確化してもらうよう、地元として粘り強く設置を訴えていく。また、領土問題と同じく、早急に解決が必要なのが暫定水域の問題だ。1998年に締結し99年に発効した新日韓漁業協定で、竹島周辺海域は両国共同管理の暫定水域になったものの、現実には韓国漁船に漁場を占拠され、日本の漁船は締め出されている。日韓が共同漁場としての秩序をしっかりと構築することは、竹島問題への両国民の認識を深めることにもつながると思う」



## 常角 敏 氏 (隠岐の島町立布施中学校教頭)

### —隠岐の島町教育委員会は竹島に関する内容を含む副読本「ふるさと隠岐」を独自に作製し、町内の小中学校の授業に取り入れている。子どもたちの意識に変化はあるか。

「子どもたちの竹島に対する理解が進んだと感じる。歴史的事実を伝えることで、子どもたちは『両国が話し合う状態にならないのが問題』『外交交渉に力を入れるべき』『国際司法裁判所で解決するため、第3国の仲介が必要では』など、感情論ではなく冷静に問題への認識を深めてくれている。竹島の日制定後、教育現場で領土問題を扱うことへのタブー感のようなものが薄れ、郷土にある竹島という絶好の教材を授業で取り上げやすくなつたように思う」

### —竹島問題について「どこまで踏み込んで教えればよいか」など、戸惑う教員もいるのではないか。

「領土問題は、思想ではなく、国家間の問題であり、実際に日本にも領土問題はあるということをしっかり理解しなければならない。社会科は、客観的な資料や事実を基に、問題を明らかにする授業だ。教師の考えを押しつけるのではなく、子ども自身が何が問題なのかを考えることが大切だ。子どもたちが国民として領土問題をどうとらえ、どう解決するかを考える教材の1つとして竹島問題を扱えばよいと思う。あまり構えず、『隠岐の竹島から領土問題を考える』と考えてもらいたい」

### —教育が問題解決に向けて持つ力は。

「国政を動かす力となるのは世論。解決には何年、何十年という月日がかかるかもしれない。だが、今の子どもたちが将来、世論の担い手となる時、竹島問題を知っているか知っていないかで状況は大きく違ってくるだろう。日韓両国をとりまく環境も将来、変わっているかもしれない。子どもたちが竹島などの領土問題について関心を持ち、自分なりの考え方を持ってくれるよう、われわれ大人は歴史的事実をしっかりと伝えていくことが大切だと思う」

「竹島の日条例制定から5周年を迎えた。この間、制定によっての変化や竹島問題への理解はどうなった。」

## 西野 正人 氏 (島根県かにかご漁業組合組合長)

### —5回目の竹島の日をどのように受け止めるか。

「竹島問題を一般市民に広く伝えた島根県の竹島の日条例の制定は、大きな意味があった。それまで、日韓関係のひずみは、山陰地方の漁業者にすべて押し付けられてきたからだ。ただ、そのひずみは、いまだ解消に至っていない」

### —竹島周辺を含む日本海域は、漁業者にとって常に問題になってきた。

「1998年に新日韓漁業協定が締結されたものの、その枠組みさえ守られていないのが実態だ。協定で義務付けられている漁船隻数の提示も、韓国側は行っていない。暫定水域はもちろん、日本の海域でも韓国側漁船の違法操業が行われて、ズワイガニやベニズワイガニが乱獲され、山陰地方の漁業者は我慢の限界にきている」

### —新協定では、竹島の領有権が棚上げされた形で、暫定水域が設定された。

「韓国は、竹島を理由にして、漁業問題の協議から逃げている。暫定水域がなくなれば、韓国側の漁業者は漁場がなくなってしまうからだ。暫定水域を設定して共同利用を持ちかけ、漁場を確保しているに過ぎない」

### —日本政府側の取り組みはどうか。

「政府は協議を持ちかけようとしているが、韓国側が応じない状態。山陰の漁業者は不利な暫定水域を設定され、戦前からの日韓関係のツケを背負わされている」

### —今後、日本政府は漁業問題に対して、どのように取り組むべきか。

「日本側は、漁業問題を独立してとらえている一方、韓国側は竹島の領有権や歴史問題など、トータルで認識し、引く姿勢を見せない。当事者としては、新協定の破棄も主張したいが、現在の枠組みの中で議論を進め、資源の乱獲を防ぎたい。山陰地方の日本海は、日韓関係のひずみが表出している。現状がこのまま続けば、豊富な水産資源がなくなり、次世代に伝えることができない。豊かな海を守るためにも、竹島の領有権を含めて、漁業問題の根本的な解決を求みたい」



## 梶谷萬里子 氏 (県土・竹島を守る会事務局長)

### —竹島の日条例が制定されて5周年を迎えた。

「県の取り組みは十分に評価できる。これまで数十年にわたり、領土問題にさえなっていなかつた竹島問題が取り上げられるようになったのは、条例制定によるものだ。県が竹島問題研究会を設置したこと、専門家による客観的な調査が進み、県土・竹島を守る会の活動のバックボーンになってきた」



### —民間団体の「守る会」も、これまでさまざまな活動に取り組んできた。

「2004年の発足後、各地でデモ活動を展開するなど、全国の会員約1千人が多彩な取り組みをしている。2005年に竹島の日が県条例で定められ、活動を終了する予定だったが、政府の活動が低調なため私たちが活動を続けている。問題意識がある国会議員、県外の地方議員にも働き掛け、連携を深めている」

### —竹島の領有権は、近づきつつあると感じるか。

「韓国では、島根県が条例を制定した際、激しい抗議行動が起こった。その後も、韓国側はさまざまな情報発信を行っているにもかかわらず、日本側の動きは鈍い。領有権は近づいておらず、日本側はもっと積極的に、国際社会へアピールすべきだ。韓国側の情報発信に敏感に反応し、対応しなければ、韓国側の不法な占拠は続く」

### —領有権の回復に向けて、今後必要と感じる取り組みは。

「国の取り組みが必要不可欠だ。特に、国会議員に領土を守る意識を持ってほしい。歴史的な事実関係を知ることが、領土権回復への第一歩となる。党派を超えて取り組んでほしい。教育も重要だ。現実にある領土問題を客観的事実に基づいて教えることは、国民や県民という意識を持つことにもつながる」

### —国や県への要望は。

「国は、竹島対策室を設置するとともに、国際社会に対して竹島問題をアピールしてほしい。島根県には、県民や国民に対して、竹島問題のさらなる周知を図ってほしい」

・竹島領土権確立島根県議会議員連盟・

## 細田重雄会長にインタビュー

Interview



### 一 島根県竹島の日条例が、施行から5周年を迎えた。

「竹島の領土権確立は、島根県にとって最重要課題だ。日韓親善の上に立ち、領土権確立に向けて本格的に取り組もうと、竹島編入100周年を記念し、2005年に島根県議会の超党派で竹島領土権確立県議会議員連盟を立ち上げ、竹島の日条例を制定した。条例制定により、県民にはもちろん、国民に対しても、竹島が日本の領土だという認識が広がったことは大きな成果だ。県は竹島資料室を設置し、有識者による竹島問題研究会も開き、学術的な研究を進めている。地元の隠岐の島町では、専門の課を設置して、広報活動にも力を入れている」

### 一 韓国の反応は激しかった。

「これほどまで反発があるとは思わなかった。長年続いている県と韓国・慶尚北道との交流停止が継続していく、非常に残念だ。ただ、文化やスポーツなどでの交流は継続している。反発も韓国国民の一部にとどまっていることも救いだ」

### 一これまでの議連の取り組みは。

「政府や外務省に対して、国民への広報や外交交渉するよう要求している。国はこれまで、竹島関連のパンフレットや国土地理院による竹島の地図を製作した。中学教科書の解説書にも竹島が記述され、成果があつたと思っている。国内への啓発活動も展開しており、全国的に意識がさらに高まるよう取り組んでいる」

—領土権の確立に向けて、積極的に取り組む県のかたわらで、国の動きは鈍い。

「北方領土返還運動に比べ、竹島領土権確立への運動はほとんどないにひとしく、残念だ。政府の考え方もあるが、国に対して積極的な取り組みをお願いしたい。竹島領土権確立に向けて、国の専門部署がないのは問題である。内閣府に部署を設置するよう呼び掛けているが、現在のところ実現していない。各政党にアピールし、早期に専門部署の設置を要望していきたい」

—竹島の日が5年目を迎え、県民の興味関心が少しずつではあるが薄れ始めているのでは。

「私は決してそうは思わないが、広報活動を継続的に行なう必要がある。民間団体の『県土・竹島を守る会』や青年会議所などと協力し、県民の意識を高めていく必要がある。県内では、小中学校の授業で竹島問題を取り上げている。子どものころから、竹島は日本固有の領土という意識を持ってもらうことも重要だ」

—今後も、積極的な取り組みが必要になる。

「政府への要望活動は、継続して行っていく。また政府は、隠岐の島町に竹島記念館(仮称)を整備し、日韓の歴史などを常設展示してほしい。松江市に県が設置した資料室はあるものの、竹島に対する政府の姿勢を、地元の町で示すことは必要不可欠。竹島の領土権確立は、日本の主権を守るということにつながると考える。これからも、議連としても運動を継続していく」

特別寄稿

## 竹島問題の解決を図る時に

下條 正男 拓殖大教授 (竹島問題研究会座長)



島根県議会は2005年3月16日、竹島（韓国側呼称、独島）の島根県編入100周年を記念し、「竹島の日」条例を成立させた。この年は日韓の国交正常化40周年にもあたっており、内外に大きな波紋を投げかけることになった。日韓両国政府は2005年を「日韓友情の年」とし、様々な友好記念事業を計画していたからである。そのため外務省の高官は、あからさまに不快感を示した。これに対して、韓国政府の反応は違っていた。日韓の間に領土問題は存在しないとしてきた韓国側が、盧武鉉大統領（当時）みずから竹島問題を国策としたからだ。「竹島の日」条例の制定が、竹島の不法占拠を続ける韓国政府を動かした瞬間である。

それでも日本政府は、竹島問題に関心を示さなかった。そこで島根県は6月、竹島問題の啓発活動と論点整理のため、「竹島問題研究会」を発足させた。翌年6月には「中間報告書」がまとめられ、2007年3月には「最終報告書」が作成された。「最終報告書」は2008年2月、外務省がはじめて作った「竹島問題を理解するための10のポイント」の参考とされ、同年7月、文部科学省による中学校社会科学習指導要領の解説書に、竹島問題が記載される契機となった。

外務省のパンフレットの特徴は、竹島の領有権を主張する際、韓国側が論拠としてきた『東国文献備考』の分註が後世の改竄であった事実を指摘した点にある。そこで韓国の政府機関である「東北アジア歴史財團」と「韓国海洋水産開発院」は2008年4月、相次いで反論を試みているが、竹島が韓国領であるとする証明ができないでいる。

そのような状況の時、韓国の国会図書館は2009年11月、国会議長の金炳煥氏の指示で英語版の『竹島=独島論争』を刊行した。

これは「独島と関連する歴史的事実を国際社会と共に

有するために推進された図書発掘・翻訳事業の一環」で、韓国側の報道によると、すでに「米国とドイツ等、各国の議会図書館と在外公館、在外文化院、駐韓外国大使館、326に及ぶ国会図書館の国際交換センターに配布」されたと言う。

この英語版の『竹島=独島論争』は、在日の朴炳渉氏と内藤正中氏が2007年3月に日本語版で新幹社から出版し、2008年3月には韓国語版として出版されている。

だが同書では、竹島が韓国領であるとする歴史的根拠を示すことができないばかりか、外務省のパンフレットが指摘する文献的根拠の改竄についても、反論ができずにいる。

「竹島の日」条例の制定から5年、竹島問題を取り巻く状況は、著しく変わった。韓国側は、竹島問題とはまったく関係のない日本海呼称問題や慰安婦問題等、過去の歴史問題と結びつけ、日本を侵略国家とすることで日本の主張を封印しようとしているからだ。

これに対し、日本では一地方自治体に過ぎない島根県が矢面に立たされ、非生産的な争いを強いられている。それも韓国側は、1960年代に日本の外務省がまとめた竹島研究と、島根県の研究成果を恣意的に解釈し、日本批判の論拠としてきた。これでは竹島問題の争点が曖昧となるだけでなく、韓国側の主張の誤謬を隠蔽することになる。この現状は、日韓両国にとても望ましいことではない。

日本政府としては、1960年代の外務省の研究と島根県の研究成果を一つにまとめ、韓国側の歴史認識の誤りを指摘する中で、竹島問題の解決を図る時に来ている。

# 内外の圧力に耐え、 勇気づけられた激励の声

## 条例制定当時を振り返って

上代 義郎  
(竹島領土権確立  
島根県議会議員連盟幹事長)



「竹島の日」の条例制定からはや5年が経過した。分厚い記録や報道記事を見ながら、厳戒と喧騒の中で成立した、条例制定当時の情景を今静かに振り返っている。

自国の固有の領土が半世紀以上にわたって不法占拠されても動こうとしない政府に、不安といら立ちを覚える日々であった。竹島が韓国に不法占拠されたままに推移すれば、それが既成事実化し、竹島問題は風化して領土権の主張さえも阻まれるのではないか。私達は国に対し、竹島が不法占拠されて以来実に50数年間にわたり領土や漁業問題の解決を訴え、20数回にわたる意見書の採択要望を重ねてきた。だが、国の姿勢は「友好第一」に終始し、確たる回答もないまま時が流れるばかり。「何とかしなければ」。明治政府が竹島を我が国固有の領土として閣議決定し、島根県に編入してから百年、日韓基本条約締結から40周年という節目の年以外には国民に訴える時はないとの結論に達し、立ち上がった。

条例案上程までには準備に奔走し、さまざまな苦労もあったが、県議会に寄せられた反響は大きかった。韓国からは即刻廃棄を求める異常なまでの抗議、我が国政府からは「意味のない条例」といった、どこの国の政府なのか疑われるコメント、在韓邦人の生命を保障できるのかと迫る弁護士グループ、交流を続けてきた韓国姉妹都市からの断絶通告などがあった。マスコミ攻勢も激しく、自宅まで押し寄せる韓国報道陣など思えばよくぞ耐え抜いた。一方、全国の国民からは5千通を超える激励の電話やレタックスが殺到した。そこには「正当な主張や世論が国を動かし、竹島が真の姿を取り戻すことを切望する」「内外の圧力に屈せず突き進んでください」「若い世代も島根県議会を応援している」といった言葉が並び、胸が熱くなるとともに、提案議員みんなが勇気づけられた。

条例制定には澄田信義知事(当時)の毅然たる姿勢と、領土と交流は別という確固たる信念、条例案提案議員

全員の一丝乱れぬ強い意志、県土竹島を守る会など市民団体の強い支援が示され、領土や漁民を思う強い絆があったと思う。

あれから5年。衆参両院における竹島領土権請願の採択など、一定の成果もみられているのではないか。

それにしても条例制定をめぐる動きの中で今でも残念に思うことがいくつかある。一つは外務省首脳からのファックスだった。そこには韓国の言う主権侵害、即時廃棄を求める韓国側の動きが列記され、あたかも条例制定は日韓関係に支障を及ぼすことを暗に示す文書が送られたこと。言いようのない虚しさがこみあげてきた。

二つ目は国内一部マスコミの論調であった。日韓友好のためには竹島領有権の主張は控えよ、ともとれるものがあり、残念でならない。三つ目は領土教育である。竹島の日条例案が提案され、全国的なニュースとなる中で東京はじめ国内でマスコミが市民にマイクを向けても「竹島って何?」という答えしか返ってこない。このことは政府自体に領土としての認識が薄く、領土教育が不在なのではないかとさえ思った。

竹島問題を考える時、まず、日韓基本条約締結時に交わした「紛争の解決に関する交換公文」に従った両国の対応を求めたい。また、竹島問題では領土権と国際交流という二つの命題が議論されるが、それは二者択一ではなく、国民にとって最大の国益である領土問題を解決してこそ、眞の親善交流が図られる。お互い成熟した民主主義国家として英知を出し合い、解決の努力を惜しまないことが、両国国民にとって重要だ。

領土をないがしろにして栄えた国は一国もない。私達はこれからもひるむことなく、冷静に領土権確立に向取り組んでいく。国民の皆様のさらなるご支援を切に望むものである。

## 竹島関連年表 (20世紀以降)

1904年9月29日(明治37年)	中井養三郎、内務・外務・農商務大臣に竹島の領土編入と貸下げを出願
1905年1月28日(明治38年)	閣議で竹島と命名し、本邦所属、島根県隠岐島司の所管とすることを決定
〃 2月22日	島根県知事、島根県告示第40号で竹島の名称と所管を告示
〃 5月17日	島根県、竹島を隠岐国四郡の官有地台帳に登録
〃 6月5日	島根県知事、中井養三郎外3名に対しアシカの漁業の許可をする
1906年3月(明治39年)	島根県第3部長神西由太郎外44名、竹島の実態を調査
1910年8月29日(明治43年)	韓国併合に関する条約発効
1939年4月24日(昭和14年)	島根県穂積地郡五箇村会、竹島を五箇村の区域に編入することを議決
1940年8月17日(昭和15年)	島根県、竹島の公用を廃し、海軍用地として舞鶴鎮守府に引き継ぐ
1941年11月28日(昭和16年)	舞鶴鎮守府、八幡長四郎に対し、竹島の海軍用地の使用を許可する
1945年11月1日(昭和20年)	海軍省消滅に伴い、竹島は大蔵省所管になる
1952年1月18日(昭和27年)	韓国大統領李承晩、海洋主権宣言(李承晩ライン)により竹島の領有を主張
〃 4月28日	サンフランシスコ講和条約が発効
1953年6月18日(昭和28年)	島根県知事、隠岐島漁業協同組合連合会に共同漁業権を免許する
〃 6月27日	島根県、海上保安庁共同で竹島を調査し、韓国人6人に対し退去命令をし、領土標識(木柱)を建てる
1954年6月(昭和29年)	韓国政府、竹島に沿岸警備隊を派遣
〃 9月25日	日本政府、竹島問題の国際司法裁判所への付託を韓国に提議
1965年6月22日(昭和40年)	日韓基本関係条約・日韓漁業協定調印、12月18日発効、竹島問題は解決せず。李ラインは消滅。
1965年～1976年(昭和40年～51年)	島根県知事、県議会議長連盟で国に対して竹島の領土権確保を要望
1977年3月19日(昭和52年)	島根県議会、竹島の領土権確立及び安全操業の確保について決議
〃 4月27日	島根県竹島問題解決促進協議会(促進協)設立
1977年～1995年(昭和52年～平成7年)	促進協、国に対して竹島の領土権の確立及び安全操業の確保を要望
1982年～現在(昭和57年～現在)	国への重点要望として竹島の領土権及び安全操業の確保を要望
1987年3月11日(昭和62年)	竹島・北方領土返還要求運動島根県民会議設立
2004年3月15日(平成16年)	島根県議会、国における「竹島の日」制定について意見書を採択
2005年3月(平成17年)	島根県議会、本会議で「竹島の日を定める条例案」を賛成多数で可決(16日)、施行(25日)
〃 6月6日	島根県、竹島問題研究会設置(2007年3月最終報告書策定まで)
2006年6月16日(平成18年)	衆、参両議院で「竹島の領土権の早期確立に関する請願」を採択
2007年4月(平成19年)	島根県、竹島資料室開設
2008年7月(平成20年)	文部科学省、中学校学習指導要領解説社会編に竹島を記載
2009年10月(平成21年)	島根県、竹島問題研究会(第2期)設置



## 島根県では「竹島」に関する資料の提供を呼びかけています。

提供を呼びかけている資料

- 古文書・地図・絵図
- 竹島に関するもの(例えば、記録、写真など)
- 地域で語り継がれている言い伝えなど

ご提供いただける資料等がございましたら、島根県総務部総務課又は竹島資料室までご連絡ください。

県のホームページ上に竹島問題研究会の研究成果や最新の研究情報、県の主張などを公開する「Web竹島問題研究所」を開設しています。

Web竹島問題研究所では  
竹島に関するご意見・ご質問を  
募集しています。



URL:<http://www.pref.shimane.lg.jp/soumu/web-takeshima/>

## ▼竹島に関するお問い合わせは

**島根県総務部総務課** 〒690-8501 島根県松江市殿町1

TEL0852(22)6766 FAX0852(22)5911 E-mail:soumu@pref.shimane.lg.jp

**島根県公文書センター竹島資料室** 〒690-8501 島根県松江市殿町1

TEL0852(22)5669 FAX0852(22)6239 E-mail:takeshima-shiryo@pref.shimane.lg.jp

**竹島・北方領土返還要求運動島根県民会議** 〒690-0033 島根県松江市大庭町1751-13(島根青少年館内)

TEL0852(21)2818 FAX0852(21)2730